

妊婦のための支援給付事業のご案内



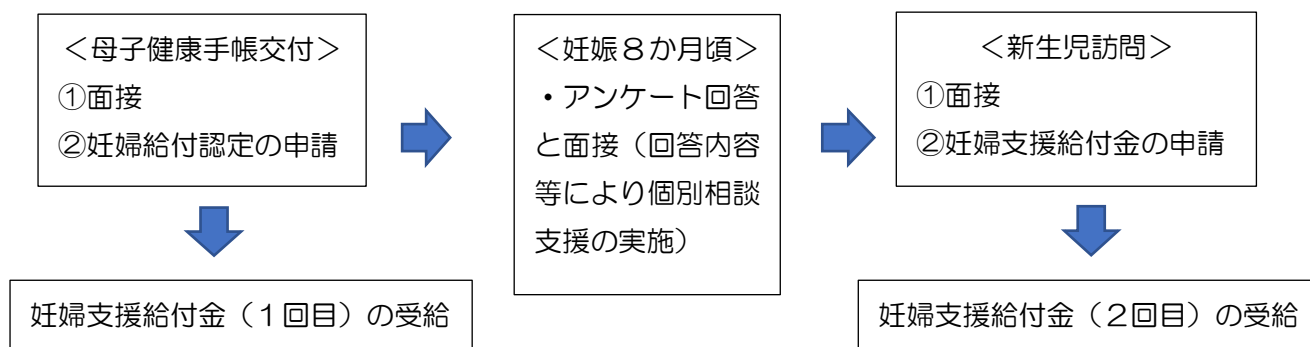
美里町では、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」と、妊婦への経済的支援を一体として実施する事業を行います。

1. 対象者 美里町に住民票があり、妊娠の届出をされた方。

2. 事業内容

	経済的支援	妊婦等包括相談支援
内容	＜妊婦支援給付金＞ ①妊婦支援給付金（1回目） 妊娠届出時に、妊婦給付認定の申請をした方に5万円を給付します。 ②妊婦支援給付金（2回目） 1回目の妊婦給付認定を受けた妊婦に対して胎児1人あたり5万円を給付します。	＜保健師等の資格を持つ職員が、個別に面接等を行います＞ ①母子健康手帳交付時に、お話を聞きながら、利用できるサポートや必要に応じてサポートプランを作成します。 ②<u>妊娠8か月頃、対象者全員にアンケートを送付します</u>ので、回答をお願いします。その後、必要に応じて面接を行うことで、安心して出産を迎えられるよう個別に支援します。 ③産後1～4か月頃（新生児訪問） 体調の確認や育児等に関する相談、子育て情報等を紹介します。

3. 支援と申請の流れ



※ 妊婦支援給付金は、流産・死産をされた方も対象となります。
その場合、ご相談ください。

【問合せ先】

美里町健康福祉課（さるびあ館）
健康推進係 32-2945